

## 平成27年度 第1回企業倫理委員会 議事録

1. 日 時 平成27年6月8日(月) 14:00～16:00

2. 場 所 中国電力株式会社 本社1号館12階特別会議室

3. 出席者

(委員長)	山下 隆	会長
(副委員長)	馬場 則行	弁護士
(副委員長・幹事)	松村 秀雄	常務取締役(コンプライアンス推進部門長)
(委員)	今中 亘	中国新聞社 特別顧問
	磯村 定夫	中国地域ニュービジネス協議会 参与
	荻田 知英	社長
	白築 透	中国電力労働組合執行委員長
(オブザーバー)	井上 一男	常任監査役
(説明者)	藤井 弘昭	執行役員 コンプライアンス推進部門部長(コンプライアンス) 兼. 原子力強化プロジェクト専任部長

4. 議事要旨

### 【委員長あいさつ】

最初に、平成26年度の決算について申しあげる。

一言で申しあげると、連結、個別ともに「増収・増益」となった。

夏季の低気温の影響・省エネの定着などにより、販売電力量が減少したものの、燃料費調整制度の影響や再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく交付金が増加したことなどから、増収となった。

一方、円安の影響があったものの、原油価格の低下と石炭・LNG利用の増加による原料費の減少、さらには、人件費や修繕費の低減など経営全般にわたる効率化に努めたことで、費用が減少し、連結経常利益は587億円となり、3年ぶりの黒字転換となった。

平成26年度決算は、原油価格の低下など外部的な要因が大きく影響したものではあるが、緊急避難的な対応を含めて懸命に取り組んできた経営効率化の成果も十分にあると受け止めている。

続いて、今夏の電力需要については、当社の8月の予備率は7.9%と安定供給の目安とされる8%に近い水準を確保できる見通しであるが、関西電力や九州電力が他社からの融通で何とか予備率3%を確保する計画であることから、当社は昨夏より61万kW増やした69万kWを融通する予定。当社も火力発電所の計画外停止のリスクなどを考えれば、余裕を持って乗り切れる状況とは言えないが、当社サービス区域のお客さまに安定して電気をお届けすることはもちろん、最大限の応援融通により、西日本全体の安定供給にも貢献できるよう、全力で取り組んでまいり所存。

次に、島根原子力発電所の状況については、ご承知の通り、平成27年4月30日をもって島根原子力発電所1号機の廃止を決定した。1号機は「当社初」、さらには「国産第1号」の原子力発電所として昭和49年3月に営業運転を開始し、今日までの41年間、中国地域における電力安定供給の一翼を担ってきた。また、1号機は稼働率も非常に高く、41年間において

燃料棒破損がない唯一の発電所であり、国内外から高い評価を得ている発電所であった。

当社としては、今後とも地域の皆さまにご安心いただけるよう、安全確保を最優先に、廃止措置に取り組んでいく。

島根原子力発電所2号機の新規制基準への適合性確認申請については、引き続き、規制委員会による審査が進められており、今年5月には周辺海域の活断層の追加調査結果を報告している。しかし、再稼働の時期は未だ見通せる状況になく、引き続き地元の皆さまからのご理解を賜りながら、早期の再稼働に向けて、全力で取り組んでまいり所存。

最後に、コンプライアンスの推進について申しあげる。

詳しくは後ほど紹介するが、平成27年5月1日施行の会社法改正に伴う内部統制基本方針の改定を、当社およびグループ会社全社が、4月中に取締役会で決議している。

その他の施策も、前回の委員会で示した今年度の実施計画に基づき、順次、具体的な施策を進めている。

## 【1. コンプライアンス推進の取り組み状況について】

島根原子力発電所点検不備に対する取り組み状況、コンプライアンス推進施策の主な実施内容について説明した後、議論を行った。

### <主な意見>

#### 〔島根原子力発電所点検不備に対する取り組み状況〕

- 平成27年度の島根原子力発電所点検不備に対する取り組みは、順調に堅実に進んでいる。今後は、1号炉の廃炉という新しい重要で困難な作業が始まるため、特に注意をお願いしたい。
- 不適合判定検討会は適切に運営されている。コンプライアンス最優先と安全文化醸成は組織としての両輪であるが、協力会社社員のケアレスミスに近い作業中の事故が発生しているため、グループ会社や協力会社への指導・支援が必要と考える。

#### 〔コンプライアンス推進施策の主な実施内容〕

- グループ会社の管理・指導面を強化するため、内部統制基本方針を見直すとともに、「企業倫理相談窓口の運営への協力に関する覚書」を再締結したことは、時宜にかなった対応である。
- コンプライアンスガイドラインについて、適宜見直していることはよいことである。社内周知の方法を工夫していただき、ガイドラインをより活用される取り組みを展開していただきたい。

## 【2. 内部通報制度の運用状況について】

平成27年2月～平成27年4月における内部通報制度の運用状況について説明した後、議論を行った。

### <主な意見>

- 11件の相談があり、大半が顕名である点も望ましい傾向である。事務局の対応も受信から間をおかず、おおむね適切に処理をされている。
  
- 前期並みの通報件数であり、今回も通報というよりも相談といった内容が多いが、企業倫理相談窓口へ相談すると、たらい回しにされることなく適切に対応してもらえるということであれば、それでもよいと考える。この程度であれば問題ないなど勝手に判断することがコンプライアンス違反につながるため、疑念を抱いたら問い質す姿勢が重要である。

以 上

(添付資料)

資 料 「コンプライアンス推進の取り組み状況について」